

平成30年度の病床整備に関する事前協議について

1 事前協議の趣旨

二次保健医療圏の実情や圏域特性等を考慮して当該二次保健医療圏における病床の機能別整備を進め、もって神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的として、平成30年4月1日時点における病床数が基準病床数を下回る圏域については、必要に応じて病院の開設、増床等に関して病院開設予定者等からの事前協議を行う。

2 二次保健医療圏ごとの病床の状況

県内9保健医療圏域中、3保健医療圏976床が不足となっている。

(平成30年4月1日現在)

項目 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)
横 浜	23,516	22,661	▲855
川崎北部	3,662	4,362	700
川崎南部	4,189	4,781	592
相模原	6,545	6,573	28
横須賀・三浦	5,307	5,285	▲22
湘南東部	4,064	4,403	339
湘南西部	4,635	4,771	136
県 央	5,361	5,262	▲99
県 西	2,809	3,169	360
計	60,088	61,267	1,179

* 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいる。

3 不足している保健医療圏について各地区保健医療福祉推進会議等の意見

不足している3保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否かについて、該当医療圏の地域医療構想調整会議（保健医療福祉推進会議）等に意見を聴取したところ、横浜地区及び県央地区の各医療圏では不足病床の充足のため事前協議の対象としてほしいとの意見があり、横須賀・三浦地区では事前協議の対象としないとの意見があった。

なお、公募条件は別紙のとおりである。

4 事前協議について

(1) 対象とする保健医療圏及び病床数

以上のことから、今年度の事前協議は、次の保健医療圏及び病床数とする。

事前協議対象 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)	事前協議 病床数
横 浜	23,516	22,661	▲855	855
県 央	5,361	5,262	▲99	99
計	28,877	27,923	▲954	954

(2) スケジュール

平成30年9月28日～11月30日	病院開設等の申出受付
平成31年1月～2月	地域医療構想調整会議
平成31年2月	地区保健医療福祉推進会議等の意見聴取
平成31年2月下旬～3月	県保健医療計画推進会議の意見聴取 県医療審議会への報告 申出者への結果通知

(3) 申出資格

- ・病院等の開設者または開設予定者

(4) 審査の視点

- ・関係法令に抵触していないこと。
- ・神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- ・病院等の開設等の計画に確実性があること。

(5) 申出要件

原則として申出の翌年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができる場合に限るものとし、工事を伴う場合においては、次に定める期間内に工事契約の締結を行い、当該工事契約書を知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合に限るものとする。

- ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内
- イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内
- ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日
- エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間